

《通行止（交通事故実況見分）のお知らせ》

三重県警高速隊の「交通事故実況見分」のため、下記のとおりE23 東名阪自動車道及び伊勢自動車道の通行止めを実施します。お急ぎのところ大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 通行止め日時

平成30年12月10日（月）21時～翌1時（4時間）
（予備日 12月11日（火）及び12日（水）同時刻）

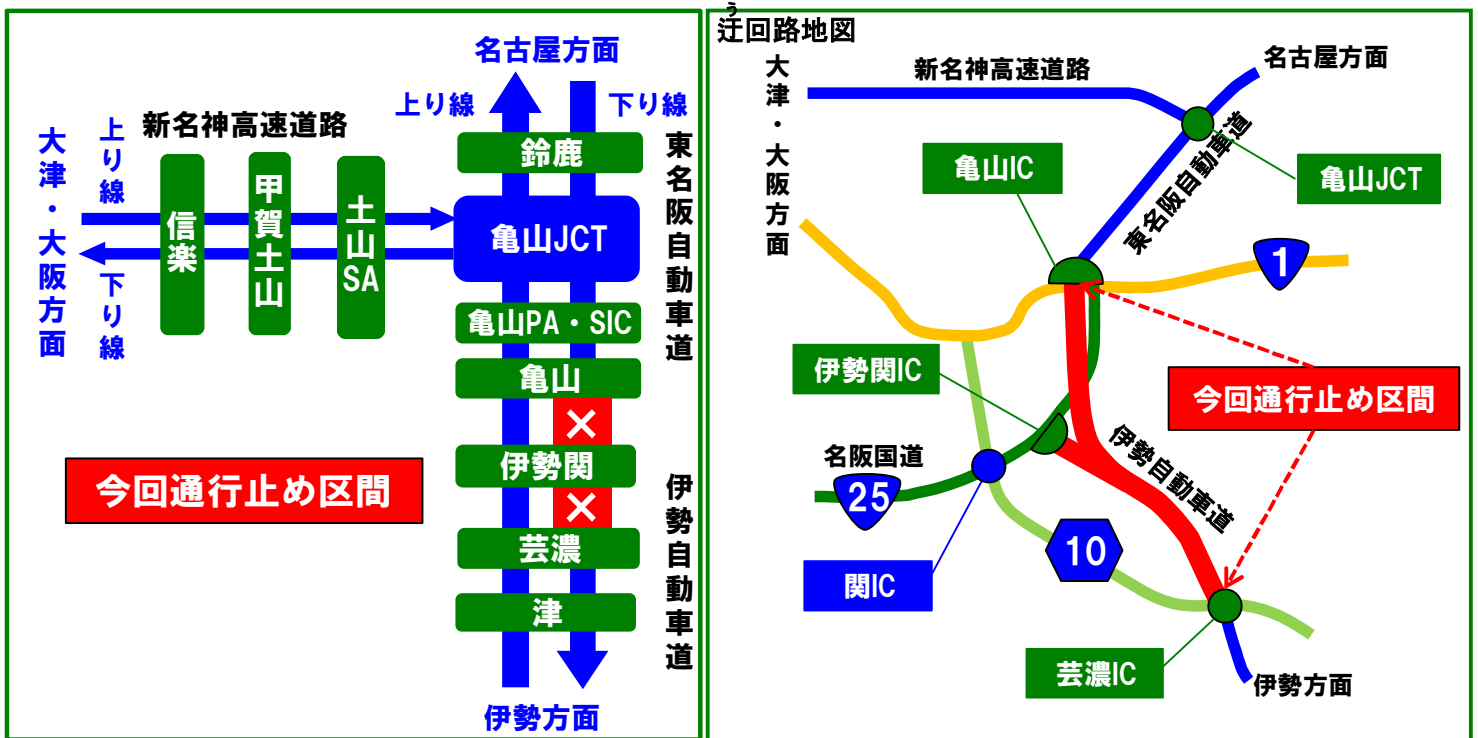
2. 通行止め区間

E23 東名阪自動車道【下り線】亀山ICから伊勢自動車道 芸濃ICまで
※E23 東名阪自動車道【下り線】亀山ICから名阪国道方面はご利用可能です。

3. 通行止めに伴う乗継ぎ調整

通行止め区間（乗継指定インターチェンジ間）を一般道にう回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客様には、高速道路料金が割高にならないよう所定の方法により料金の調整を行っております。

- ETCをご利用のお客さまは「一旦流出する走行」と「乗り継ぎ後の走行」を必ず同じETCカードで利用し、通常通りETCレーンを通り走行してください。（『高速道路通行止め乗継証明書』の入手は不要です。クレジットカード会社などからの料金請求時に、料金の調整がなされます。）
- 通行券をご利用のお客さま（ETCをご利用しないお客さま）は、通行止めにより高速道路を一旦流出するICで『高速道路通行止め乗継証明書』をお渡しします。その後乗り継ぎする場合、入口では通常通り「通行券」をお取り頂き、出口ICでは「通行券」と共に「乗継証明書」を係員にお渡しください。



通行止め区間	流出指定IC※1 (乗継証明書発行IC)	再流入指定IC※2
亀山IC ～ 芸濃IC	亀山IC・亀山スマートIC※3・鈴鹿IC 桑名IC・桑名東IC	芸濃IC・津IC・久居IC 八日市IC・大垣IC・関ヶ原IC 養老スマートIC※3・養老IC

※1 24時間以内に再流入指定ICで乗り継いでください。
※2 流出指定ICで流出後、通行止めが解除された場合は、流出したICまたは進行方向上の他の流出指定ICで再流入されても料金の調整を行います。
※3 ETC利用のお客さまのみご利用可能。

【お問い合わせ先】

- 三重県警察本部交通部高速道路交通警察隊 TEL 059-256-3100 (代表)
- 中日本高速道路(株) 津保全・サービスセンター TEL 059-256-7683 (代表) 平日受付時間9:00～17:30
- NEXCO中日本お客さまセンター TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル)
- フリーダイヤルがご利用になれない場合 TEL 052-223-0333 (通話料有料)